

第1章 第3次健康かるいざわ 21 策定にあたって

(1) 計画策定の背景

背景

国の平均寿命は飛躍的な伸びをみせ、世界有数の長寿社会を実現しました。

その一方で、少子高齢化の急速な進展、それに伴う支える世代の減少や忙しいライフスタイルなどを背景に、不規則な食生活や運動不足を原因とする生活習慣病が増加しています。それに伴い、壮年期死亡（40～64歳の働き盛り世代の死亡）や寝たきり・認知症の増加など、人々の「健康でありたい」という願いを阻む問題が山積しています。

軽井沢町においても同様に、少子高齢化や生活習慣の変化に起因する健康課題がみられます。

国の動向

平成12年に「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」（以下「健康日本21」という。）が策定されて以降、平成15年には「健康増進法」が施行され、市町村における「健康増進計画」の策定が法的に明記されました。

続く「健康日本21（第二次）」では、健康寿命の延伸・健康格差の縮小を目標に、生活習慣に加え、社会環境の改善を目指すこととされました。

そして「健康日本21（第三次）」（令和6～17年度）では、全ての国民がすこやかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現を目指し、誰ひとり取り残さない健康づくりの展開と、より実効性を持つ取組を推進することとされました。

本町の取組

本町においても平成17年度に軽井沢町健康増進計画「健康かるいざわ21」（計画期間：平成18～27年度）、平成27年度に「第2次健康かるいざわ21」（計画期間：平成28～令和7年度）を策定しました。第2次計画では、基本理念を「安心して暮らせる健康福祉のまち」、基本目標を「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」とし、町民の健康づくりを推進してきました。

第2次計画の最終年度（令和7年度）を迎えるにあたり、第2次計画を評価しそれを踏まえて第3次計画を策定するものです。

なお、計画の策定にあたっては、「食育推進計画」と一体的に策定します。

●健康増進法

第8条

2 市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下、「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

●食育基本法

第18条 市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

(2)健康増進対策の意義

健康は、心身の健康を指すだけではありません。病気や障がいの有無に関わらず、自分の人生をいかに充実して心豊かに過ごすかという生活の質（QOL[※]）を高めることも重要です。

また、健康は日々の積み重ねにより保持・増進されることから、日々健康に关心を持ち、健康づくりに取り組める、安心して暮らせる健康福祉のまちづくりが期待されています。個人、家庭、地域、学校、職場などが力を合わせ健康づくりの推進に取り組むとともに、健康づくり活動が日常生活に定着し、継続されていることが必要です。

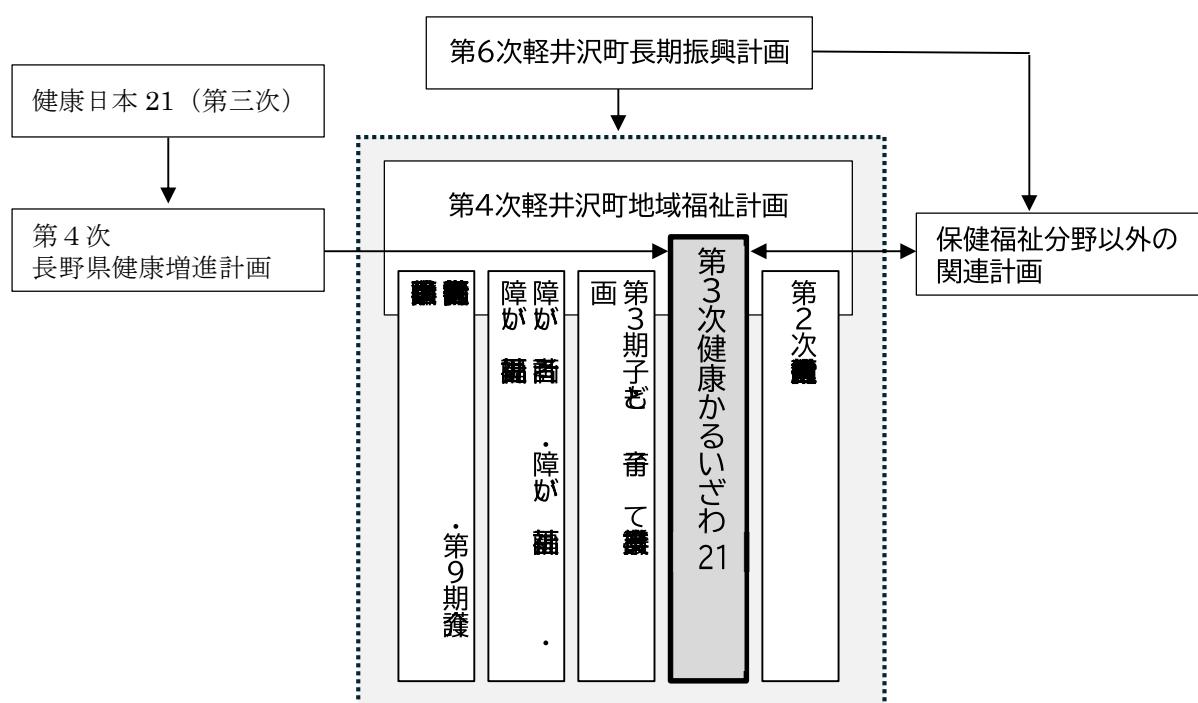
本計画を策定することによって、幅広い分野の施策を総合的・体系的に展開することを目指します。

※QOL: Quality of Life (クオリティ・オブ・ライフ) の略。人間らしく満足して生活しているかを評価する概念で、個々の日常生活を充実させ、幸福感や生きがいを自ら発見し、人間らしく生きていくために必要な考え方を表しています。

(3)計画の位置づけ

本計画は、「第6次軽井沢町長期振興計画」を上位計画とし、町民の健康づくり施策を推進する個別計画として位置づけます。

また、保健福祉分野の共通事項を位置付けている「第4次軽井沢町地域福祉計画」や「第3期子ども・子育て支援事業計画」、「高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」など、本町における各関連計画及び、国や県の健康施策等に関わる計画と整合性を保ちながら計画を策定します。



(4)計画の期間

令和8年度を初年度とし、令和17年度を最終年度とする10年計画です。中間年度である令和12年度には計画の進捗状況を点検・評価し、見直しを行います。

また、社会情勢の変化などに応じて見直しを行い、効果的な施策を展開します。



(5)計画の策定体制

本計画の策定にあたり、町民参加を含め多くの関係者の協力を得ながら作業を進めました。

① 策定委員会・庁内部会

健康・医療関係団体及び公募委員から構成される策定委員会や、健康福祉施策が行政組織の幅広い部門に関連することから、庁内関係課職員による庁内部会において、計画の策定及び健康・食育に関する施策について検討・審議しました。

②アンケート調査・ヒアリング調査の実施

町民を対象にした「健康づくりについての意識調査（以下、「アンケート調査」という。）」及び庁内関係部署への「ヒアリング調査」を行い、策定作業における基礎資料としました。

なお、アンケート調査は、令和7年1月～2月に、未就学児保護者調査、小学生調査、中高生調査、18歳以上調査の4種の調査を実施しました。

③パブリックコメントの実施

計画案について広く町民の意見や提案を反映させるため、パブリックコメントを実施しました。